

別紙

市長専決条例の一部を改正する条例

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(専決の範囲)</p> <p>第2条 市長の専決事項を次のとおり定める。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 市が加入して組織する一部事務組合（一関地区広域行政組合を除く。）又は広域連合の規約の変更又は構成市町村<u> </u>の増減に関すること。</p>	<p>(専決の範囲)</p> <p>第2条 市長の専決事項を次のとおり定める。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 市が加入して組織する一部事務組合（一関地区広域行政組合を除く。）又は広域連合の規約の変更又は構成<u>地方公共団体の数</u>の増減に関すること。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

私学助成の充実を求める意見書

私立学校は、公教育の一翼を担い学校教育の充実、発展に寄与しています。

現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境に置かれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また、生徒1人当たりにかかる教育費が公立学校と比べて低いことが、教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。

こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費を初めとする公費助成の一層の充実が求められています。

よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう次のとおり要望いたします。

記

過疎地域の私立高等学校に対する特別助成を含め、運営費や就学支援金等の私学助成金をさらに充実することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年12月17日

岩手県一関市議会

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
財務大臣 様
文部科学大臣 様
岩手県知事 様